

美浜町森林整備計画 変更理由

1 変更する理由

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、美浜町森林整備計画の一部を変更する。

2 変更項目

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する指針

(2) 人工造林の対象樹種

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

2 木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法

ア 区域の設定

イ 森林施業の方法

第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項